

確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～

- ◎改正省エネ法が施行されました。
- ◎内装制限が緩和されました。
- ◎接道のただし書許可について
- ◎長期使用製品安全点検制度がスタートしました。

5月1日付けで、技術副所長の平間に替わり、建築宅地課から佐伯が就任しました。どうぞ、よろしくお願いします。

土木事務所からのお願い

建築計画概要書は、省スペース化のため、できるだけ**両面印刷**したものを提出していただくよう、お願いします。

改正省エネ法が施行されました。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年法律第47号)が平成20年5月に成立、**第1弾**が、**平成21年4月1日から既に施行**されており、**第2弾**が、**平成22年4月1日から施行**されます。

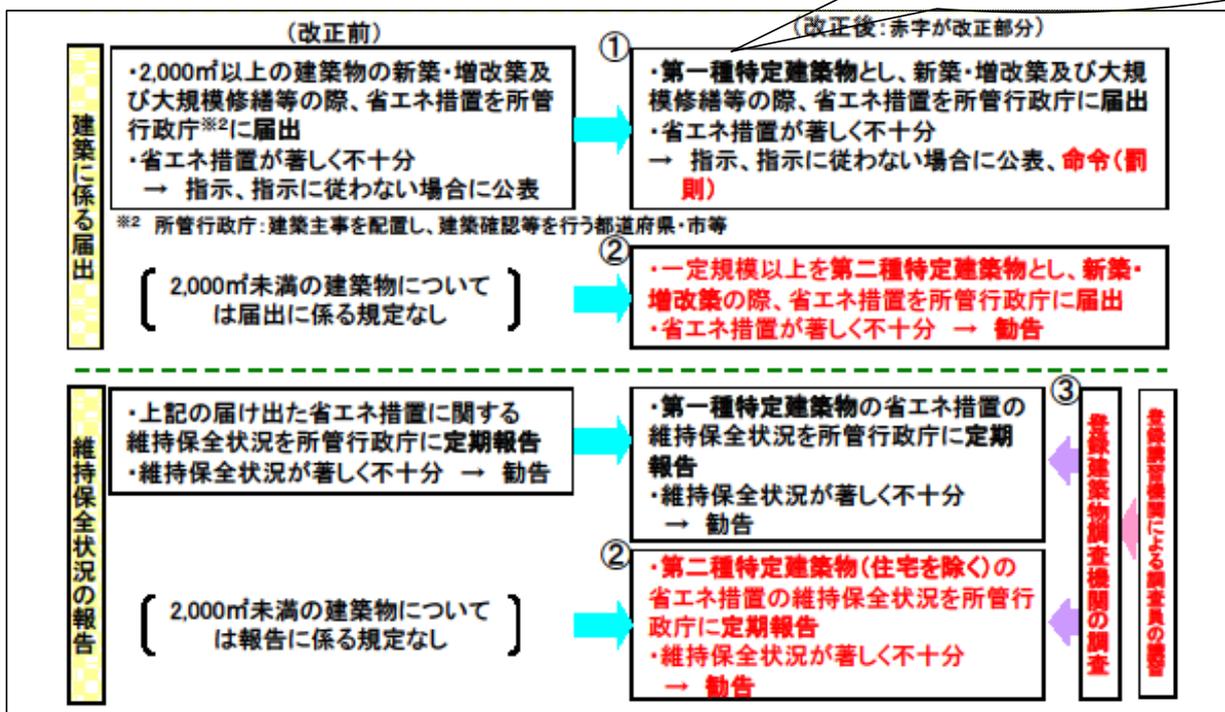
第1弾(平成21年4月1日施行)の内容は、主に2点あります。

- 大規模な建築物(床面積の合計が2000㎡以上)の建築時等における届出に係る省エネ措置が著しく不十分である場合に、所管行政庁は変更指示に従わない者に対し、公表に加え、**命令**することができるようになりました。(下図の①)
- 年間150戸以上の特定住宅を新築する住宅事業建築主が新築する一戸建ての住宅の省エネ性能の向上を促す措置が導入されました。**(トップランナー制度)**

第2弾(平成22年4月1日施行)の内容は、主に1点です。

- 一定の中小規模の建築物(床面積の合計が**300㎡以上**)について、新築・増改築時における**省エネ措置の届出**及び**維持保全の状況の報告**が**義務**づけられます。(下図の②)

第1種特定建築物とは2,000㎡以上、第2種特定建築物とは300㎡以上2,000㎡未満の建築物をいいます。



※関係法令等については、こちらで御確認ください。

(国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/house/jutakuentiku_house_tk4_000005.html)

内装制限が緩和されました。

建築基準法施行令第129条第1項第二号ロの規定に基づいて、「準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める告示」(平成21年国交告示第225号)として、平成21年2月27日に公布され、**平成21年4月1日から、施行**されました。

1. 適用対象となる火気使用室

一戸建て住宅における**火気使用室**に限る。
※排煙上の無窓居室や住宅以外の用途が50㎡を超える併用住宅等は除く。)

2. 適用対象となる火気使用設備

- こんろ**(調理専用のもので、4.2kw/秒/口以下)
- 固定式ストーブ**(18kw/秒以下等)
- 壁付暖炉**(開口部の幅100cm以内、高さ75cm以内等)
- いろり**(長幅90cm以下)

3. 規制の概要

○火気使用室は、火災の発生の危険性が特に高い室であることから、避難安全性を確保すると同時に出火の危険性を低減するため、内装制限の適用対象となっている。【令第128条の4第4項】

○**現行基準**においては、**火気使用室全体の内装を準不燃材料**とすることとしている。【令第129条第6項】

○**本告示**は、火気使用設備周辺とそれ以外の部分における着火リスクの違いに着目し、**火気使用設備周辺については不燃材料による内装の強化や遮熱板の設置等の措置を要求する代わりに、それ以外の部分については木材や難燃材料による内装を許容するものとした。**

○なお、本告示は、令第129条第1項第二号ロにおいて規定する「(準不燃材料でした)仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せ」として制定するものである。

4. 具体的には(告示第一第二号イの場合(薪ストーブ等の一例))

①ストーブ等可燃物燃焼部分の間柱・下地を**特定不燃材料**とし、

②ストーブ等可燃物燃焼部分の壁・天井・廻り縁、窓台その他これらに類する部分の仕上げを**特定不燃材料**とした場合

(* **特定不燃材料**…H12建告第1400号に規定する不燃材料の内、アルミニウム及びガラス以外のもの。)

ストーブ等可燃物燃焼部分については、次ページで解説しています。



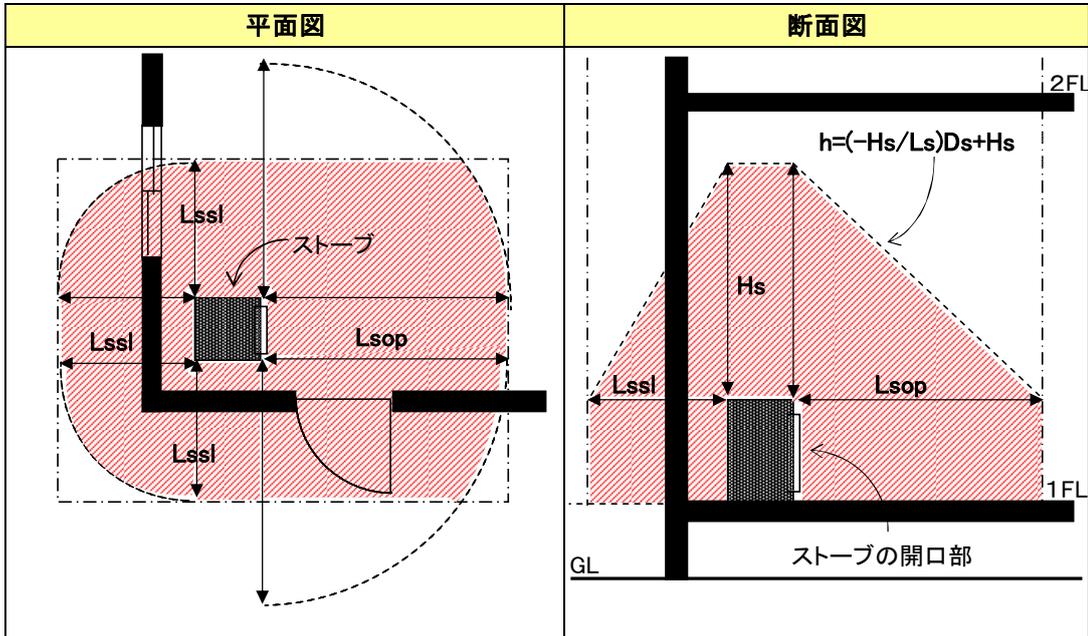
ストーブ等可燃物燃焼部分**以外**の部分の仕上げは、**難燃材料等(木材等を含む)**とすることができる。
(* **木材等**…木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード(H12建告第1439号))

※関係法令等については、こちらで御確認ください。

(国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/iutakukentiku_house_tk_000020.html)

ストーブ等可燃物燃焼部分の解説

- 告示第一第二号イの場合（薪ストーブ等の一例）のストーブ等可燃物燃焼部分の範囲を解説します。
- ・対象となる火気使用室…一戸建て住宅における火気使用室。（前述）
 - ・対象となる火気使用設備…固定式ストーブで次の①及び②のいずれも満たすもの。
 - ①飛び火による火災を防止する構造その他の防火上支障のない構造。
 - ②発熱量 $\leq 18\text{kw/秒}$



: ストーブ等可燃物燃焼部分

- ①間柱・下地を**特定不燃材料**とし、
 ②壁・天井・廻り縁、窓台その他これらに類する部分の仕上げを**特定不燃材料**とする。

→ ストーブ等可燃物燃焼部分**以外**の部分の仕上げは、**難燃材料等（木材等を含む）**とすることができる。

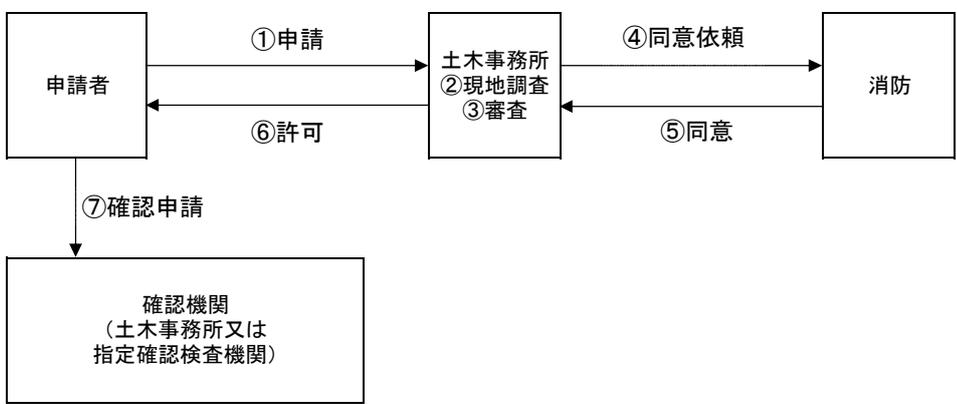
一般式	直方体(幅、奥行き、高さとも70cm)の場合の例
LS: ストーブ等可燃物水平距離 (cm)	
開口部以外の面… $L_{ssl} = 1.59\sqrt{A_v}$ (cm)	$L_{ssl} = 1.59 \times \sqrt{4900} = 111.3$ (cm)
開口部がある面… $L_{sop} = 2.40\sqrt{A_v}$ (cm)	$L_{sop} = 2.40 \times \sqrt{4900} = 168$ (cm)
※ L_{sop} は、開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合の式です。	
※ A_v : ストーブ等の鉛直投影面積 (cm ²)	$A_v = 70 \times 70 = 4900$ (cm ²)
Hs: ストーブ等可燃物垂直距離 (cm)	
$H_s = 0.0106 \{1 + 10000 / (A_h + 800)\} A_h$ (cm)	$H_s = 0.0106 \{1 + (10000 / 5700)\} \times 4900 = 143$ (cm)
※ A_h : ストーブ等の水平投影面積 (cm ²)	$A_h = 70 \times 70 = 4900$ (cm ²)
Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)	
$D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_s$	$h = (-H_s / L_s) D_s + H_s$
※ h : ストーブ等の表面の各点から軌跡上の各点までの垂直距離	

接道のただし書許可について

建築基準法第43条第1項の規定により、都市計画区域内の建築物の敷地は、原則、道路に2m以上(宮城県建築基準条例により上乘せもあります。)接しなければならず、接していない場合は、同項ただし書の規定による例外許可が必要です。

許可には、本来、建築審査会の同意が必要ですが、事前同意基準に該当する場合は、建築審査会への事後報告で済むため、比較的短期間での許可が可能です。

接道しているか否かの判断は、敷地と道路との関係によります。	
	
接している。	接していない。
※道路情報について調査する場合は、原則、まずは市町村窓口で確認し、それでも不明な場合は、土木事務所に御相談ください。	
※道路の範囲については、原則、当該道路の管理者に確認してください。 なお、 ①法敷は、原則、幅員には含まれないが、道路範囲に含まれ、 ②水路は、管理形態等により道路範囲に含まれる場合がありますので、御注意ください。	

事前同意基準に該当する場合は、比較的短期間で許可が可能です。
○事前同意基準、添付書類は建築宅地課HPに掲載しています。 (宮城県→土木部→建築宅地課→建築許可)
http://www.pref.miyagi.jp/kentaku/KenchikuSidou/KenchikuKyoka/KenchikuKyoka.html
○申請のフローは下記のとおりです。

※申請の前に事前相談をしておくと、比較的スムーズに審査が進みますので、なるべく事前相談をしていただくよう、お願いします。

長期使用製品安全点検制度がスタートしました。

平成21年4月1日から、「長期使用製品安全点検・表示制度」が始まりました。屋内式ガス瞬間湯沸器など、ガス、石油、電気を使用する設置式の**特定保守製品9品目**が対象となります。これらの製品は長い間使用を続けていると、経年劣化により、火災や死亡事故などを起こすおそれがあります。そこで、これらの製品を安全に使い続けるために、今回の長期使用製品安全点検制度（点検制度）が設けられました。

平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品が対象です。

特定保守製品…①屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス）、②屋内式ガス瞬間湯沸器（プロパン）、③屋内式ガスバーナー付ふろがま、④屋内式ガスバーナー付ふろがま、⑤石油給湯器、⑥石油ふろがま、⑦FF式石油温風暖房機、⑧ビルトイン式電気食器洗機、⑨浴室用電気乾燥機

重要なお知らせ(保存版)

事故を防ぎ、長く安全に使うために「長期使用製品安全点検制度」が平成21年4月1日からスタート。

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、メーカーに所有者登録することで、適切な時期に点検通知がきますので、点検を受けましょう。

下記の対象製品（特定保守製品）を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。

対象製品
(特定保守製品)



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機

石油



石油給湯器



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

ガス



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

平成21年4月1日からは**現在お使いの製品も点検可能**ですので、詳しくは**メーカーにお尋ねください。**

経済産業省

1 製品番号から点検制度についての説明を受けます



2 所有者登録をします
(メーカーで所有者登録)



特定保守製品を買ったら

「長期使用製品安全点検制度」は、メーカーに登録された所有者へ点検時期を知らせ、点検を受けずことで事故を防止するための制度です。所有者登録を促し、登録をしましょう。点検時期が来たら点検を受けましょう。

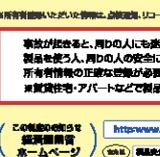
3 点検通知が来たら点検がきます



4 メーカーに点検を依頼します
※点検には料金ががかかります。



5 点検を受けます



事故が起きると、周りの人にも被害が及びます。製品の所有者・家主は、**点検を受けなどの保守に努め、製品を使う人、周りの人の安全にも配慮しなければなりません。**点検通知の通知を受け取るためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めに登録先(メーカー)に知らせましょう。賃貸住宅・アパートなどで製品を家主が管理・所有している場合は、家主が所有者登録してください。

この制度の紹介を <http://www.meti.go.jp/> 経済産業省 ホームページ

【この制度の問い合わせ先】経済産業省または各都府県庁舎にお問い合わせください。

東京経済圏	03-3601-4707 (直)	近畿経済圏	06-6999-9098 (直)
北海道経済圏	011-706-1792 (直)	中部経済圏	082-224-5671 (直)
東北経済圏	022-221-4918 (直)	四国経済圏	087-811-8526 (直)
関東経済圏	048-800-0409 (直)	九州経済圏	092-482-8823 (直)
中部経済圏	062-961-0678 (直)	内閣府行政サービス局	090-888-1731 (直)

※個別の機関に寄るお問い合わせは、メーカーにご連絡ください。

1. ユーザー登録の責務

点検が必要な9品目（特定保守製品）を購入すると、ユーザー登録のための所有者票が製品に同梱されています。これは点検時期がきたときに、メーカーや輸入業者が、所有者に対して通知を行うために、絶対に必要な情報です。必ず、「お客様記入欄」に必要な事項を記入し、投函する必要があります。

2. 点検・保守の責務

平成21年4月1日以降に製造、輸入された特定保守製品には、「法定点検期間」が明記されています。その時期になると、メーカーや輸入業者から、ユーザー登録されている所有者に通知があります。特定保守製品の所有者は、この通知を受けてからメーカーなどに点検の要請を行い、この期間に法定点検を受けてください。

※詳細については、こちらで御確認ください。

(経済産業省HP: http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html)

お知らせ

大河原土木事務所建築班のホームページをご覧ください。
このかわら版をカラーで見ることができます。
また、いままで発行したかわら版をはじめ各種情報を掲載しています。
(宮城県庁 → 土木部 → 大河原土木事務所から入って下さい)